

破産手続開始通知書及び破産管財人からの連絡を不要とする事の届出について

破産者 ジャパンライフ株式会社
破産管財人 弁護士 高松 薫

破産会社に対して破産債権を有する可能性がある方で、今後、破産手続開始通知書、配当の見込みが生じた場合の債権届出書の提出に関する連絡や配当に関する連絡、その他一切の破産管財人からの連絡を希望されない方は、以下の書式をご参考にしていただき、連絡等が不要である旨を、記載の【郵送先】まで届け出てください。

ただし、事務処理の関係で、届出いただいた内容の反映が間に合わない可能性があり、上記の届出をいただいた方に対して行き違いで書類が発送されてしまう可能性がありますので、ご了承ください。また、届出いただいた書類に不備がある場合には、届出内容の反映をいたしかねますので、ご了承ください。

【郵送先】

〒100-6004

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 4 階

隼あすか法律事務所

破産者ジャパンライフ株式会社

破産管財人室

以 上

東京地方裁判所平成30年（フ）第741号
破産者ジャパンライフ株式会社
破産管財人弁護士 高松 薫 殿

破産手続開始通知書及び破産管財人からの連絡を不要とすることの届出

私は、下記の破産事件について、破産手続開始通知書、配当の見込みが生じた場合の債権届出書に関する連絡や配当に関する連絡、その他一切の破産管財人からの連絡を希望いたしません。

記

東京地方裁判所平成30年（フ）第741号
破産者ジャパンライフ株式会社

以 上

平成 年 月 日

住 所 _____

生年月日 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ (印)

※必ず押印をお願いいたします。